

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から53年11月まで

私は、昭和50年4月ごろA市B（現在は、A市C）の出張所で、私と夫の国民年金の加入手続を行った。加入後は私が出張所へ納付に行き、夫婦二人分の国民年金保険料として6,000円から8,000円ぐらいを納付していた。当時から会計事務所に税金の事務を委託しており、保険料も納付していないはずはなく、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年4月から53年11月について、申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人とその夫の保険料は、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出された50年4月以降おおむね同様の納付状況となっているところ、夫婦の保険料は申立人が納付していたと述べていることから、申立人の52年4月から53年11月についての保険料も納付したと考えるのは特段不自然ではない。

一方、昭和50年4月から52年3月については、申立人の夫も未納となっている上、申立人からの聴取において申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 57 年 9 月

私は 20 歳になったとき、両親から国民年金に加入するよう勧められ、私か父が加入手続を行ったはずであり、国民年金保険料は両親の分と合わせて婦人会の集金人に納付していた。両親の保険料はその期間納付済みとなっているのに私の保険料が未納とされていることは納得できない。

また、私が昭和 57 年 5 月から同年 8 月までの保険料を区役所で納付した際、同年 9 月から海外に居住すると伝えたと、区の職員に今からでも同年 9 月の保険料を納付できると言われ、後日区役所へ行き保険料を納付したのに無資格とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、申立期間②に係る国民年金保険料領収証書を所持しており、昭和 57 年 7 月に収納されたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、海外在留邦人は国民年金の適用除外者であることを承知していたが、昭和 57 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付した際、区の職員に同年 9 月の保険料を納付できると言われたことから納付したと申述しており、その所持する領収証書から申立期間②の保険料は納付していたものと認められる。

さらに、申立期間②については、申立人は海外在留期間であり、制度上、無資格期間となるため、保険料を納付することはできない期間であることから、本来、納付された保険料は還付措置が取られるはずである

が、行政側にそれらの措置が取られた記録は無く、その形跡もみられない上、申立人が保険料を納付してから既に 20 年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、保険料を納付できないことを理由に、申立期間②について、納付済期間にしないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

2 一方、申立期間①については、申立人は 20 歳になった昭和 47 年*月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入者の資格取得日から 50 年 3 月ごろに払い出され、同時期に加入手続を行ったものと推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の保険料を婦人会の集金人に定期的に納付していたと申述しているが、申立期間①は手帳記号番号の払出し時期から過年度の保険料を含むこととなり、申立期間当時の集金人制度について市役所に確認したところ、集金人は過年度の保険料を収納できなかったと回答していることから、申立人が申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2579

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月

私は、昭和47年12月に会社を辞めた後、すぐに妻と一緒に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は妻が夫婦二人分を一緒に市役所で納付した。妻は加入手続を行った同年12月の保険料が納付済みとなっているが、私は未納とされており、一緒に納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、妻の国民年金手帳の昭和47年度国民年金印紙検認記録の12月欄の押印「47.12.13」から、申立人が会社を退職した後、直ちに国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする主張と符合する。

また、保険料は申立人の妻が夫婦二人分を一緒に納付したと申述するところ、申立期間について申立人の妻は納付済みとなっている上、申立人が昭和49年3月に再就職するまでの14か月間について夫婦共に未納はない。

さらに、申立人が加入手続を行った最初の月から保険料を納付しなかったとは考え難い上、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間直後の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2580

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年8月から55年3月まで
② 昭和55年7月から56年3月まで

私が会社を辞めた後、両親がA市役所へ出向き、国民年金の加入手続きを行い、その後は父が母及び兄の国民年金保険料と一緒に私の分も農協の年金課で納付していたのだから未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）からA市に昭和55年7月14日に払い出されていることから、申立期間②については加入当初の現年度納付が可能である上、9か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっているほか、申立期間当時、一緒に納付したとする申立人の母も納付済みとなっていることから、納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、手帳記号番号の払出し時期からみて、過年度納付となるが、納付していたとする農協では現年度納付のみを扱っていた上、申立人自身は加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を行っていたとする申立人の父は既に亡くなっており、納付状況等が不明である。

また、申立人と一緒に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとする申立人の兄も申立期間①は未納である上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から51年3月まで
② 平成10年1月

私は、昭和46年3月ごろA市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は市役所から送られてきた納付書に現金を添えて市役所の窓口で納付していたので46年3月から51年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。また、平成10年2月から経営する会社で厚生年金保険に加入したが、同年1月まで国民年金保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）から昭和52年3月3日にA市に払い出された番号の一つであり、夫婦連番で払い出されており、前後の任意加入者の資格取得日から申立人夫婦の国民年金の加入手続は同年3月ごろに行われたことが推認できる。この時点を基準にすると、申立期間①のうち50年1月以降の国民年金保険料は納付することが可能であり、一緒に納付していたとする申立人の夫は同年4月から51年3月までの保険料を過年度で納付していることから、申立期間①のうち、50年4月から51年3月までの保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①の残余の期間は保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も未納である上、申立期間のうち昭和49年以前の期間は時効により、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②は申立人夫婦共に未納となっているところ、平成9年

1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられ、申立人夫婦の記録が同時に抜け落ちたとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から51年6月まで
② 昭和56年4月から同年6月まで
③ 昭和61年4月から63年3月まで
④ 平成2年4月から3年3月まで

私の年金記録は、昭和51年7月から国民年金保険料の納付を開始した記録になっているが、その時点から60歳まで保険料を納付しても、年金受給要件である25年を満たさない。それにもかかわらず、納付や保険料申請免除の記録が続いていることは、同年以前の保険料も納付していたからであると考えられる。また、申立期間②から④については、その前後の期間と同じく、保険料の免除を申請したと思われるので、年金記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和53年10月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当時は第3回特例納付の実施期間中であることから、申立人が年金の受給資格を得るために国民年金保険料を特例納付することは可能である。

また、昭和53年10月時点で過年度納付が可能な51年7月から申立人が60歳になる前月までの保険料をすべて納付したとしても、年金受給に必要な25年を満たさないことから、これを満たすのに必要十分な期間をさかのぼって特例納付したと考えるのが自然である。

したがって、申立人は、申立期間①のうち、昭和42年1月から51年

6月までの保険料については、特例納付したものと推認できる。

2 一方、申立期間①のうち、昭和36年4月から41年12月までの期間については、申立人が国民年金の加入手続を行った53年10月の時点では、特例納付を行わなければならない重大な必要性があったとは認められず、特例納付を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②から④については、免除申請を行ったとの申立てであるが、これらの期間の免除を申請するには、4回の申請手続が必要であり、そのすべてについて行政側が記録を誤るとは考え難い。

さらに、申立人は聴取を行える状態ではなく、代理人である申立人の弟は、国民年金の加入手続、保険料の納付及び免除申請に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母は既に亡くなっている上、当時同居していた申立人の姉も聴取不能であることから、国民年金に加入した経緯、特例納付による納付状況、免除申請の手続状況等は不明である。

加えて、当該期間の保険料が納付又は免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から51年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月から56年3月まで
② 昭和56年4月から59年5月まで

私は、申立期間①については、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたことを聞いており、申立期間②については、大学卒業後に勤務した会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、既に保険料を納付していたことを確認しないまま、当時の住所地であるA区役所で新規に国民年金の加入手続を行い、婚約者であった妻が勤務していたB銀行（現在は、C銀行）本店窓口で、妻が保険料を納付していたのに申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入者の加入時期から昭和59年3月ごろに払い出されたものと推認でき、申立期間②については、オンライン記録では60年9月5日に納付書が作成されており、この時点で、58年7月以降の国民年金保険料は過年度で納付することが可能である上、申立人の妻が婚約中に勤務していたB銀行本店の窓口で納付書に現金を添えて納付したと主張しているなど、申立期間②に係る保険料の納付方法、納付金額等が具体的であることから、申立期間②のうち過年度で納付が可能な同年7月から59年5月までは納付していたものと考えられる。

一方、申立人の国民年金の加入時期が昭和59年3月ごろと推認できることから、申立期間①は未加入期間であり、申立期間②のうち56年4月から同年12月までの期間は、時効のため、制度上、保険料を納付することができない期間であり、57年1月から58年6月までの期間は、過年度

納付が可能な期間ではあるが、保険料を納付したとする銀行において納付の事実について確認できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

さらに、申立期間①については、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親は既に亡くなっているため、加入時期、納付場所、納付金額等の納付状況が不明である。

加えて、申立期間①及び②のうち昭和56年4月から58年6月までの期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和58年7月から59年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から43年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、亡くなった母から納付してあると聞いたことがあり、私の兄からも昭和49年ごろまとめて納付したという話を聞いたことがあるのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする申立人の兄夫婦は、国民年金の加入期間に未納は無く、申立人も申立期間以降に未納及び未加入期間が無いことから、申立人及びその兄夫婦の保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立人の兄は、昭和50年か51年ごろ自分達夫婦の分と一緒に申立人の保険料をさかのぼって納付したと証言しているところ、申立人の保険料を納付したとするその時期は第2回特例納付制度実施期間とおおむね一致しており、申立人の兄夫婦の特殊台帳の記録では、申立期間の保険料を第2回特例納付制度により納付していることが確認できることから、申立人の申立期間に係る保険料も第2回特例納付によって納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月25日から同年4月1日まで

私は、昭和46年4月にA社に入社し、現在も継続して勤務しているが、48年3月25日付けで同社B営業所から同社C支社に転勤した際の、同社C支社の厚生年金保険の加入記録が1か月間欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び給与履歴証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年3月25日に同社B営業所から同社C支社（オンライン記録上はA社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和48年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったと認めていることから、事業主が昭和48年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間における資格喪失日（昭和51年6月1日）及び資格取得日（昭和51年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年6月1日から同年10月1日まで

私は、昭和46年4月1日からA社B支店に勤務し、現在も同社に継続して勤務しているが、51年6月1日に同社B支店C出張所へ異動になった際の厚生年金保険の被保険者記録が4か月間欠落している。会社も手続ミスを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人は、昭和46年4月1日に同社B支店に採用となり、51年6月1日から52年12月末日まで同社B支店管内のC出張所勤務を命じられていることが確認でき、申立期間において同社B支店に継続して勤務していることが認められる。

また、事業主は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料を給与から控除していたが、事務手続のミスがあり、納付していなかった。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とする

ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は事務手続に誤りがあり、その誤った届出を社会保険事務所へ提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 51 年 6 月から同年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月15日

A社は、平成18年12月15日に賞与を支給し、賞与から厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生日より2年以内に賞与支払届の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかった。このことを社会保険事務所（当時）に相談し、同事務所に同日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出し、21年5月27日に受理された。しかし、既に時効が成立しているため年金給付に反映されないことから、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、平成18年12月15日に支給された賞与に係る出来高給内払明細により、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件9件 (別添一覧表参照)

別添一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
2131	女		昭和27年生		55万円
2132	男		昭和49年生		40万円
2133	男		昭和22年生		60万円
2134	男		昭和24年生		4万円
2135	男		昭和23年生		53万円
2136	男		昭和45年生		45万円
2137	女		昭和33年生		25万円
2138	男		昭和41年生		55万円
2139	女		昭和32年生		38万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和44年9月1日に、資格喪失日に係る記録を45年12月1日に、同社C店における資格取得日に係る記録を45年12月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年9月は5万6,000円、45年11月は8万円、同年12月から46年2月までは6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和44年9月及び45年11月については明らかでないと認められ、同年12月から46年2月までは履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和45年11月30日から45年12月1日まで
③ 昭和45年12月1日から46年3月1日まで

私は、D社に昭和42年4月1日に入社し、平成14年5月31日に退職するまで継続して勤務し、申立期間①及び②についてはA社B店に、申立期間③については同社C店に出向しており、給与から厚生年金保険料を控除されているので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社から提出された厚生年金基金の加入記録及び申立人から提出された辞令から判断すると、申立人はD社及びそのグループ会社であるA社に継続して勤務し（昭和44年9月1日にD社E店からA社B店に移籍、45年12月1日に同社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D社から提出された厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届の写しにより、昭和44年9月は5万6,000円、45年11月は8万円、同年12月から46年2月までは6万8,000円とすることが妥当である。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社C店は、申立期間③においては適用事業所としての記録は無いが、同店は法人事業所であり、複数の元同僚の証言により5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間①及び②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間③において適用事業所でありながら、社会保険事務所へ適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年10月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月1日から同年12月1日まで
② 昭和45年2月21日から同年10月1日まで

昭和30年4月1日にA社に入社し、半年後に同社本社から同社B支社に転勤した。同社B支社に勤務した2か月間の厚生年金保険被保険者期間が欠落している。また、45年3月から勤務したC社の資格取得日が同年10月1日からとなっており、入社から8か月間の厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。これらの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、事業主から提出された人事記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社B支社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、本人及び元同僚の供述から昭和30年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、申立人は、複数の元同僚の証言により、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所は昭和45年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた、昭和45年5月から当該事業所に勤務していた元同僚の被保険者資格の取得日も同年10月1日であり、申立人の資格取得日と一致する。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主とは連絡が取れず、賃金台帳、源泉徴収票等の所在が不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月6日から同年8月1日まで

私は、昭和33年7月7日から52年7月22日までA社に継続して勤務していたが、39年5月6日から同年7月31日までの間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。この期間もA社に継続して勤務していたはずであるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主からの回答、複数の元同僚の証言、雇用保険の記録などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、元同僚の供述から、昭和39年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行した否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成9年3月25日、資格喪失日が12年7月1日とされ、当該期間のうち、12年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年6月30日から同年7月1日まで
平成9年3月25日から12年6月30日まで、A社に勤務していた。
厚生年金保険の資格喪失日に誤りがあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、平成9年3月25日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成11年10月のオンライン記録により、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認め、平成21年12月1日付で被保険者資格喪失届・喪失年月日訂正届を社会保険事務所に提出していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部門における資格取得日を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年8月10日まで

私は、A社に昭和31年4月1日に入社して以降、平成10年8月1日に退職するまで継続して勤務していた。厚生年金保険の加入記録では、昭和31年8月10日からの加入とされているが、記録を確認した上で、同年4月1日からの加入に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員台帳及び人事発令により、申立人が昭和31年4月1日から、A社にC（職種）として継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所は、申立人が入社した昭和31年前後の30年及び32年にC（職種）として入社した者については、入社月から厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、31年にC（職種）として入社した者の厚生年金保険の加入手続には誤りがあったことを認めている。

さらに、当該事業所は、厚生年金保険料は翌月控除であると回答しているところ、昭和30年に入社した元同僚から提出された同年5月分の給与明細書において厚生年金保険料の控除が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年4月及び32年4

月に入社した者の4月の標準報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務手続の誤りにより、厚生年金保険期間に欠落が発生したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る昭和31年4月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部門における資格取得日を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年8月4日まで

私は、A社に、昭和31年4月1日に入社して以降、平成7年7月1日に退職するまで継続して勤務していた。厚生年金保険の加入記録では昭和31年8月5日からの加入とされているが、記録を確認した上で、同年4月1日からの加入に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員台帳及び人事発令により、申立人が昭和31年4月1日から、A社にC（職種）として継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所は、申立人が入社した昭和31年前後の30年及び32年にC（職種）として入社した者については、入社月から厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、31年にC（職種）として入社した者の厚生年金保険の加入手続には誤りがあったことを認めている。

さらに、当該事業所は、厚生年金保険料は翌月控除であると回答しているところ、昭和30年に入社した元同僚から提出された同年5月分の給与明細書において厚生年金保険料の控除が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年4月及び32年4

月に入社した者の4月の標準報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務手続の誤りにより、厚生年金保険期間に欠落が発生したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る昭和31年4月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額に係る記録を<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月25日

A社は、平成18年12月25日に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、保険料を納付していなかった。申立期間の記録は、年金給付に反映されないことから、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は平成18年12月25日に支給された賞与について、<標準賞与額> (別添一覧表参照) の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

[標準賞与額相違用]

別添一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
2146	男		昭和56年生		18万円
2147	男		昭和53年生		20万円
2148	男		昭和54年生		18万円
2149	男		昭和49年生		52万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月25日から同年7月24日まで
私は、申立期間当時、A社D支店からE（施設）付近にある同社のF（部署）に転勤した。その当時の厚生年金保険料が給与から控除されているにもかかわらず、昭和45年6月25日から同年7月24日までの1か月間の被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表並びに退職証明書、申立人が所持する辞令及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年6月1日に同社D支店から同社本社C事業所に異動。厚生年金保険の同社本社C事業所の資格取得日は同年6月25日）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年7月の申立人のA社に係る賃金支払明細票の厚生年金保険料の控除額から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届において昭和45年7月25日を資格取得日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和42年10月21日）及び資格取得日（昭和42年11月21日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月21日から同年11月21日まで

私は、B（地名）から上京し、昭和40年2月から44年11月21日までA社のC店に勤務していたが、途中1か月間、退職や病気などで辞めた記憶が無いのに、42年10月の1か月間の厚生年金保険被保険者期間が空白になっている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、D社において昭和40年2月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月2日に資格を喪失後、同日でA社において資格を取得し、42年10月21日に資格を喪失後、同年11月21日にA社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、当時の同僚2名は、「申立人は、結婚後も継続して勤務し、申立期間において勤務形態及び業務内容に変化は無く、申立期間の前後を含めて継続して勤務していた。」と証言している上、申立人の雇用保険の加入記録は、申立期間においてもA社で継続して加入していることが確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の事業主も「申立人が申立期間において在籍していた

と思う。」と回答しており、上記元同僚2名も当該事業所において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月の申立人のA社に係る社会保険事務所の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

私の夫は、昭和33年4月2日から平成9年12月26日まで、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、事業主の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社人事部門は、「昭和45年8月1日に当社B工場から当社C工場に異動したが、人事発令が遅れたため、人事記録上は46年7月20日に同社C工場へ異動となってしまったのではないかとと思われる。」と回答していることから、45年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年6月の社会保険事務所(当時)の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時、給与は本社、社会保険手続は工場で行っていたが、保険料については本人から控除したものの、控除分は実際には納付していなかったと考えられる。」と回答しており、本来ならばA社B工場の資格喪失日を昭和45年8月1日と届け出るべきところ、誤って同年7月30日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立期間のうち、平成元年3月から3年2月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、元年3月から同年11月までは47万円、同年12月から3年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月1日から3年3月31日まで
② 平成3年3月31日から同年5月1日まで

私はA社に入社した後、取締役就任し、平成3年4月末まで在籍していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日となっているので、訂正してほしい。

また、平成元年3月から資格を喪失するまでの標準報酬月額がさかのぼって減額されているので、元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録によると、平成3年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その後の同年5月9日付けで申立人の標準報酬月額の記録を、元年3月から同年11月までの期間については47万円から15万円に、同年12月から3年2月までの期間については53万円から15万円に、それぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は「当時、ほかの取締役から、社会保険料を滞納していると聞かされたことがある。」と供述しており、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険料を滞納していた可能性がうかがえる。

さらに、閉鎖登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、取締役の役職にあったが、当時の事業主及び取締役の一人は、「申立人は取締役で、人事や経理が担当であったが、標準報酬月額の減額処理について、関与し

ていなかったと思う。」と供述している上、申立人の雇用保険加入記録は、昭和 62 年 4 月 1 日に資格を取得、平成 3 年 5 月 7 日に離職と記録されていることから、申立人は申立期間を通じて、使用人兼務役員であったと推認でき、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の平成元年 3 月から同年 11 月までの標準報酬月額は 47 万円、同年 12 月から 3 年 2 月までは 53 万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、「当該事業所において平成 3 年 4 月末まで勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間、当該事業所で勤務していたことは確認できるが、オンライン記録によると、当該事業所は平成 3 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人を含むほかの被保険者も、同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、事業主に当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除の状況について照会したが、これらを確認できる関連資料や証言は得られない上、申立人が当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成 3 年 3 月 31 日から同年 5 月 1 日まで、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2585

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

昭和50年4月ごろA市B（現在は、A市C）の出張所で、妻が夫婦の国民年金の加入手続を行った。加入後は妻が出張所へ納付に行き、夫婦の国民年金保険料として6,000円から8,000円ぐらいを納付していた。当時から会計事務所に税金の事務を委託しており、保険料も納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の妻が夫婦二人分を納付していたと申述しているところ、申立期間については、その妻も未納となっている。

また、申立期間における保険料の納付状況について、保険料の納付をしていたとする申立人の妻から聴取したが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2586

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、申立期間当時、A（職種）としてB（地名）に出稼ぎに行っている間、親元に送金していた。昭和36年の夏に帰省したとき、父からA（職種）は将来の保証が無いので国民年金に加入するように言われ、父に国民年金の加入手続を頼んだ。父が送金の中から納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の父に国民年金の加入手続を頼み、父が加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったはずであると申述しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和40年5月に払い出されていることが確認でき、同時点において申立期間のうち、38年3月以前は時効により保険料を納付することができないことから、36年に加入し、以後、申立期間の保険料を納付していたとする申立内容と一致しない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の父の遺品の中に申立期間に係る保険料の領収証書があったと申述しているが、申立期間当時の保険料の納付方法は納付書による納付ではなく、印紙検認方式による納付であったことから、申立期間当時、申立人の保険料の領収証書が存在していたとは考え難く、申述内容に不自然さが見受けられる。

加えて、申立人は、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の

父から国民年金手帳を渡された記憶は無く、手帳を見たこともないと申述している上、申立人の父は既に亡くなっており、申立人は国民年金の加入手続等に全く関与していないことから、申立期間当時の納付状況等は不明である。

このほか、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年5月から14年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月から14年2月まで

私は、平成13年5月から勤めた会社が厚生年金保険に加入していたことを知らず、国民年金保険料を納付していた。申立期間に重複して納めていた保険料を還付された覚えは無いので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納めていたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金の記録及びオンライン記録では、申立期間は国民年金の被保険者期間となっていない上、申立期間は厚生年金保険加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が所持する平成13年分の確定申告書(控)に記載されている社会保険料控除のうち「国民年金 13万3,000円」の額は、申立人が同年5月7日に納付した、12年12月から13年3月までの保険料5万3,200円と、同年9月11日に納付した同年4月の保険料1万3,300円を合わせた6万6,500円の夫婦二人分の保険料額と一致している。

さらに、平成14年分の確定申告書(控)に記載されている社会保険料控除のうち「国民年金 26万6,000円」の額は、オンライン記録上、納付済みとなっている同年3月から12月までの保険料13万3,000円の夫婦二人分の保険料額と一致しており、申立期間の保険料は含まれておらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2588

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から52年6月まで

私は、昭和46年*月生まれの子どもを乳母車に乗せて市役所の支所に行き、国民年金の加入手続を行った。納付方法の記憶は定かでないが、同年8月から継続して国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月に国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する年金手帳の記載から、52年7月5日付けで任意加入したことにより払い出され、同日、加入手続を行っていることが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立期間は国民年金の資格を取得する以前の期間であり、国民年金に未加入の期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から同年12月まで

私は平成14年7月に会社を退職後、ほどなくして国民年金の加入手続を区役所で行った。当時は一人暮らしであったため、自分で手続を行ったと記憶している。今になって国民年金に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職後、国民年金の加入手続を区役所で行ったと申述しているが、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されてから同番号による被保険者資格の管理が行われており、オンライン記録では申立期間は国民年金に未加入の期間となっていることから、国民年金保険料は制度上納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、平成14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されていることを考え合わせると、申立期間当時に申立人が別の基礎年金番号で保険料を納付したとも考え難い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する申述は曖昧であることから、加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2590

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月から42年3月まで

私の昭和38年5月から42年3月までの国民年金保険料は、亡くなった父が納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年2月ごろに社会保険事務所(当時)からA市に払い出されているが、同市の保存する国民年金被保険者名簿では同年4月3日に申立人の国民年金の加入手続が行われ、38年5月13日にさかのぼって強制で被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は未納であり、オンライン記録と一致している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は47か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2591

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月及び同年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月
② 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

私の国民年金の記録では、昭和 62 年 3 月が未納及び同年 4 月から平成元年 3 月までの期間が全額免除とされているが、会社を退職後に国民年金及び国民健康保険の加入手続を同時に行い、当時は退職金があり保険料が納付困難な状況ではなかったのに、申立期間の保険料が未納及び免除とされていることは納得できない。A 市役所交付の「国民健康保険料の滞納処分の記録について」からも国民健康保険料を滞納したことがないことは確認できるので、国民年金保険料も納付していたものと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 市役所から毎月送付されてきた納付書により銀行等で国民年金保険料を納付しており、保険料の未納や免除申請をした覚えは無いと主張しているが、納付したとする保険料額、納付方法等について記憶が曖昧^{あいまい}なため具体的な納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の前後の番号の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人は昭和 62 年 4 月から同年 6 月の間に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、オンライン記録によれば、申立人は、同年 4 月から 63 年 3 月までの期間について 62 年 5 月 25 日に免除申請を行い、同年 9 月 4 日に保険料の免除が承認され、63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間について昭和 63 年 7 月

18日に免除申請を行い、同年9月14日に保険料の免除が承認されていることが確認できる。

さらに、昭和62年6月から平成元年3月までの保険料の免除期間については、9年6月2日に申立人から保険料の追納申出により、納付書を送付したことが記録されているが、申立人が保険料を追納した記録は確認できない。

加えて、保険料の免除申請については当該年度分のみ行うことができ、過年度については行うことができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2592

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から50年3月までの期間及び平成10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年12月から50年3月まで
② 平成10年1月

私は、昭和40年12月ごろA市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は市役所から送られてきた納付書に現金を添えて市役所の窓口で納付していたので、同年12月から50年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。また、平成10年2月から経営する会社で厚生年金保険に加入したが、同年1月まで国民年金保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）から昭和52年3月3日にA市に払い出された番号の一つであり、夫婦連番で払い出されており、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人夫婦の国民年金の加入手続は同年3月ごろに行われたことが推認できる。この時点を基準にすると、申立期間のうち49年12月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間①は112か月と長期間であり、一緒に納付したとする申立人の妻も厚生年金保険被保険者期間を除き未加入及び未納と記録されており、A市では46年3月までは印紙検認方式がとられていたが、申立人はこの方式での納付の記憶が無い。

また、申立期間②は申立人夫婦共に未納となっているところ、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、当時の記録管理の信頼性は高いものと考えられ、申立人夫婦の記録が同時に抜け落ちたとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和56年4月の結婚を契機に国民年金の任意加入手続をして、国民年金保険料はそれ以降納付書で納付してきたのに、申立期間が未納及び未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の保存する国民年金被保険者名簿の口座振替（徴収区分）事跡によれば、昭和57年4月に本人（申立人）名義で国民年金保険料の口座振替を開始し、58年3月に口座振替を中止して、その後61年5月から申立人の夫名義で口座振替を再開していることが確認できる。

また、同市役所は、任意加入者が保険料を納付しなかった場合は、必要に応じて何度か本人あてに督促状を送付して納付勧奨を行い、資格を喪失させる場合には本人の納付の意思を確認した上で資格喪失届の提出を求めていたと回答しているところ、国民年金被保険者名簿には「59.4.1 希望喪失」と記載があることから、昭和59年4月1日に申立人の申出により任意加入の被保険者資格を喪失したことが推認され、申立人の所持する年金手帳の国民年金被保険者資格記録及びオンライン記録とも一致することから、申立期間のうち58年4月から59年3月までは、同年4月の時点で未納であったことが推認されるとともに、申立期間のうち同年4月から61年3月までの期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料の納付は制度上できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2594

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から48年2月まで

私は、昭和44年4月から48年2月まで国民年金保険料を集金人に納付したはずであるので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に、国民年金の資格取得日が昭和48年3月1日と記載されていること、及び申立人の元夫の国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されており資格取得日も同日であることから、申立人の元夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年3月1日以降に、国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る加入手続、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2595

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、申立期間当時大学生だったので、A（職種）をしていた父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。当時は、家のローンも終わり保険料を納付する資力は充分にあった。納付していたはずなので記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、昭和 61 年 7 月ごろ国民年金の加入手続を行ったと推認できる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は 43 か月と長期間であり、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、会社を退職した昭和53年2月に国民年金の任意加入手続を行い、以後引き続き国民年金保険料を納付してきた。58年7月及び同年8月の厚生年金保険加入期間については、当時、厚生年金保険に加入していることを知らず、この期間も含めて国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月に国民年金に任意加入して以降、第3号被保険者制度が始まる前月の61年3月まで、国民年金保険料を継続して納付していたと主張しているが、申立期間当時の保険料額、第3号被保険者への切替手続等についての申立人の記憶が明確ではなく、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、A社（現在は、B社）に昭和58年3月14日に入社し、同年9月29日に退職していることが同社の人事記録により確認できる上、オンライン記録により、同年7月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった翌月の昭和 63 年 * 月に、母が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私は当時、専門学校生であり、A 市の両親に納付してもらっていたが、学生免除のことを知り、当時住んでいた B 市で免除手続も行ったはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 * 月ごろに、申立人の母が A 市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の加入者の納付記録により、平成 3 年 9 月ごろに払い出され、同時期に加入手続が行われたものと推認でき、申立人の主張とは相違している。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成 3 年 4 月 1 日と記載されており、オンラインの資格記録とも一致することから、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、B 市役所において学生免除申請の手続を行ったと申し立てているが、申立期間当時、学生は任意加入であり保険料免除の対象とはならない。

加えて、申立人は申立期間に係る加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2598

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年3月まで

私は、申立期間当時A市に居住し、事業所に勤務していた。国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については具体的に覚えていないが、年金手帳には申立期間当時のA市の住所の記載があり、初めて被保険者となった日が昭和44年12月14日と記載されていることから、保険料を納付していたと思うので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和44年12月から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月ごろA市で払い出されたものであり、この時点では、申立期間の大部分の保険料は時効により納付できず、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付した記憶も無いと申述している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、加入手続の時期、保険料の納付場所、保険料額等を具体的に記憶していない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2599

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から59年6月まで

私は、昭和53年4月にA(地名)の事業所に就職し、国民健康保険とともに国民年金にも自分で加入し、国民年金保険料を納付してきたが、昭和53年4月から59年6月までが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職した昭和53年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年10月から同年11月ごろに払い出されていることから、申立人は、同時期に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人の主張とは相違している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外にも長期の未納期間がある上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年9月から61年3月まで

私は、勤務していた会社を退職した直後の昭和60年9月に、A市役所B支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、窓口の職員に勧められ一括で6万円ぐらいを、その日か翌日に窓口で納付しているはずであり、未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続き時に年金手帳を持参したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び国民年金の記録欄に資格取得及び喪失の記載が無く、国民年金への切替手続きが行われたことがうかがえない。

また、申立人が所持する別の年金手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は昭和61年4月1日と記載され、その資格記録とオンラインの資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2601

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から51年3月まで

私は、昭和45年12月に会社を退職後、A県で約5年間下宿生活をしなければならなかったため、母からすぐに国民年金に加入したほうがよいと言われて国民年金に加入した。A県で下宿していた間は、母が国民年金保険料を納めていてくれたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和51年7月ごろに払い出され、同時期に加入手続が行われたものと推認でき、申立内容と相違している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母も既に亡くなっており、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2602

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月から39年3月まで

私は、市役所へ勤務していた友人から国民年金制度のことを聞き、時期は不明であるが、母が自宅の店で家族一緒に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は市役所の職員が店まで集金に来て、母が納付していた。私も店番をしているときに納付したことがある。母と兄は納付済みであるのに私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその兄の国民年金手帳記号番号は、昭和40年12月ごろに連番で払い出されており、A県B市の被保険者名簿には、昭和36年度、37年度及び昭和38年4月から同年9月までは「届出前消滅」、同年10月から39年3月までは「時効消滅」と申立人の兄と同様に記載されている上、同年4月から44年5月までの国民年金保険料については、39年4月から40年3月までの過年度納付分も含め、申立人及びその兄は同日に納付していることが確認できる。

しかしながら、申立期間については、一緒に納付したとする申立人の兄は、昭和50年12月15日に第2回特例納付制度を利用して納付しているが、当時申立人と申立人の兄はそれぞれ結婚して別世帯であることから、一緒に納付したとは考え難い上、申立人の特殊台帳は確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る保険料については市役所職員が集金に来て納付していたと主張しているところ、B市は市職員が集金することは無かったと回答しており、申立内容と符合しない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、昭和36年4月から39年12

月まで、A県全域において申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2603

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から17年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年4月から17年11月まで

私は、外国人登録証の件でA市役所に行った際に、職員に勧められて、後日、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年にB国から入国しており、この時点で、申立人は34歳で国民年金の強制加入対象者であるが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、申立人から提出された平成16年度及び17年度の確定申告書に記載されている社会保険料控除は、国民健康保険料の金額のみであり、国民年金保険料の納付は確認できない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の妻は、申立期間に係る保険料の納付場所、納付金額等の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年4月まで

私が20歳になったとき、町会長夫人から国民年金の説明を受け、その次に同夫人が来られたとき国民年金の加入手続を行ってくれ、その後は、同夫人に国民年金保険料を納付していた。月謝袋のような袋に印を押してもらっていたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和36年*月に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人にA市で払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は申立期間当時、集金による保険料の納付のときに国民年金手帳を提出したことも国民年金印紙を国民年金手帳に貼付してもらったことも無かったと述べているが、B区には町会が保険料を集めるような納付組織は無く、申立期間当時の保険料の納付方法と相違している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月

申立期間については、離婚することとなったため、子供や自分のことを考えて、平成5年4月1日にA県B郡C町役場（現在は、D市役所）で国民年金の加入手続きを行い、そのとき同年4月の国民年金保険料を窓口で納付したが、同年4月5日に厚生年金保険に加入したので過払いとなってしまった。18年4月に社会保険庁（当時）から年金加入記録を取り寄せたところ、申立期間は1か月と記録されていたのに20年1月に来たねんきん特別便では0か月とされており納付できない。過払いとなっているこの1か月の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は国民年金加入期間について、平成9年以降の複数回にわたる被保険者資格の変更の期間も国民年金保険料をすべて納付している上、60歳になってからは任意で再加入するなど納付意識の高さが認められる。

また、納付したと述べている金額は平成5年4月の保険料額におおむね一致しており、申立期間は1か月と短期間である。

さらに、申立人は、国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者に種別変更を行った日に、役場の窓口で申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、その主張どおり、申立人の年金手帳には当該種別変更の記載がされているほか、C町は市町村合併により、現在、D市となっており、同市では、その当時、C町役場が、変更届の当日に納付書を作成できたか、窓口で当日収納できたかは、不明と回答していることから、納

付書が発行されていた可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、同月内に複数の年金制度が存在する場合は、その月末に加入している年金制度をその月の被保険者期間とすることから、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となるため、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

なお、申立人の受け取った平成 18 年の「年金加入記録のお知らせ」の中の 5 年 4 月 1 日から同年 4 月 5 日までの期間には、1 か月と加入月数が表示してあるのに対し、ねんきん特別便の「年金記録のお知らせ」では 0 か月となっているのは、9 年に基礎年金制度が始まった際、国民年金と厚生年金保険の加入記録を合わせたのみの記録であったため、1 か月の表示が残存していたが、19 年 12 月からねんきん特別便を発送することになり、システムの変更を行い、基礎年金制度に合わせた表示としたために 0 か月の表示が生じたと考えられる。

千葉国民年金 事案 2606

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 5 月まで

私は、昭和 51 年 1 月に A 市から B 県 C 市に住所だけに移し、その後同年 5 月に D 市に住所を移すまでの間は、C 市に住んでいた兄が申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと聞いているので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 3 月ごろに払い出されたことが確認できる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間については国民年金に加入しておらず、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の兄は既に亡くなっているため、申立期間の納付状況等が不明である上、申立人の兄には国民年金の加入記録は無く、同居していない申立人の保険料のみを納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年6月から13年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月から13年6月まで

私は、平成13年7月まで国民年金の加入手続をしたことはなかったが、同年7月に自分の厚生年金保険の加入手続を行った際に、A社会保険事務所（当時）で、国民年金保険料は2年間さかのぼって納付できるとアドバイスを受けたため、申立期間の保険料をまとめて納付したはずなのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年7月に厚生年金保険の加入手続を行った際に、A社会保険事務所で職員から2年間さかのぼって国民年金保険料を納付できるとアドバイスを受け、納付することが可能な申立期間の保険料を納付したと主張するところ、オンライン記録により、申立人に対して15年6月9日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、同時点で納付することが可能な13年5月及び同年6月の保険料は未納であったと推認できることから、申立内容に不自然さが認められる。

また、申立人には、申立期間以外にも長期にわたる未納がある上、平成8年1月から13年6月までが不在者扱いとなっているなど、納付意識が高かったとは認め難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年7月まで

私の、国民年金保険料が未納であるとして督促状が送られてきた期間の保険料については、妻がすべて納付しているはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は未納であるとして督促された期間の国民年金保険料については、すべて妻が納付したはずであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の20歳加入者の資格取得日から、平成7年9月ごろに払い出されており、同時期、国民年金の加入手続が行われたことが推認できることから、加入時点で、申立期間の保険料は時効のため納付することができず、申立内容と相違している。

また、オンライン記録によると、申立人は平成5年8月分の保険料を7年9月25日に納付し、5年9月以降の保険料についても7年10月以降、おおむね各月に納付していることが確認でき、申立人は国民年金に加入した時点において、時効とならない期間の保険料をさかのぼって納付していたものと推認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 29 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A 県にあった B 社に正社員として入社し、社宅に住み、C（作業）の仕事をしていた。氏名は覚えていないが、社宅には 4、5 名が住み、いずれも正社員であった。

申立期間②については、D 区にあった E（業務）を営んでいた F 社に入社し、G（職種）の仕事をしていた。

いずれも厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元同僚は、姓のみの記憶であることから、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格を有する 13 名に申立人の勤務実態について照会したところ、11 名から回答が得られ、唯一申立人を記憶していた元同僚は、「申立人は、申立期間のうち昭和 47 年 4 月から同年 7 月ごろまで B 社 H 支店に勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係資料が無く、当時の同社 H 支店長に申立人の勤務実態について照会しても回答が得られないことから、申立人の雇用実態について確認することができない。

なお、上記元同僚は、「B 社 H 支店に入社した者の中には、I 社にすぐに出向となった者が何名かいた。申立人もその中に含まれていたかもしれない。」と証言しているところ、申立人は、「申立期間当時、I 社

という会社に出向した覚えはない。」と供述している上、オンライン記録によると、I社は、昭和53年6月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間にF社に勤務していたことは推認できる。

しかし、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係資料が無いことから、申立人の雇用実態について確認することができない。

また、F社に係るオンライン記録において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、「平成10年2月21日に前職を退職後、失業保険を受給していた。」と供述しているところ、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、退職月の同年2月から申立期間②を含む11年4月まで国民年金保険料を納付している。

なお、元同僚の1名は、「私と申立人は、J社に採用され、F社へ派遣されて勤務した。」と供述しており、申立期間当時、当該元同僚は、J社において厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録は無く、同社に照会しても、「申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 27 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 34 年 12 月 21 日から 35 年 4 月 23 日まで
③ 昭和 38 年 4 月 27 日から同年 5 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 6 月 25 日から同年 7 月 8 日まで
⑤ 昭和 48 年 4 月 28 日から同年 5 月 1 日まで
⑥ 昭和 48 年 12 月 20 日から 49 年 5 月 1 日まで

私は、提出した船員手帳の雇入期間の記載どおり、昭和 34 年 8 月 27 日から 35 年 4 月 23 日まで A 氏所有の B 丸、38 年 4 月 27 日から同年 7 月 8 日まで C 氏所有の D 丸、48 年 4 月 28 日から 49 年 7 月 29 日まで E 社所有の F 丸に雇い入れられていたので、申立期間に船員保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人が所持する船員手帳により、申立人は、昭和 34 年 8 月 27 日に A 氏所有の B 丸に雇い入れられ、35 年 4 月 23 日に本人の希望で雇い止めになっていることは確認できる。

しかし、申立人及び元同僚は、「例年 9 月に解禁になる漁に合わせ、数日前に出港しなければならないことから、8 月中には乗船していた。」と供述しているところ、船舶所有者 A 氏の船員保険被保険者名簿により、申立人と同じ日に被保険者資格を取得している 22 名の中に申立人が一緒に乗船したことを記憶している複数の元同僚がいる上、ほかの元同僚の 1 名は、「B 丸の乗組員数は 38 名であり、乗船した期間に船員保険に加入させるかしないかは船主が決めていた。」と供述している。

また、申立期間①及び②の船員保険被保険者名簿において申立人の氏

名は無く、被保険者証記号番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③及び④については、申立人が所持する船員手帳により、申立人は、昭和38年4月27日にC氏所有のD丸に雇い入れられ、同年7月8日に合意により雇い止めになっていることは確認できる。

しかし、船舶所有者C氏の船員保険被保険者名簿により、申立人と同じ被保険者資格の取得日及び喪失日の記録がある10名のうち、申立人と一緒に乗船したことを記憶している複数の元同僚がいる上、ほかの元同僚の1名は、「D丸の乗組員数は20名ぐらいで、約3か月間漁に出ていた。」と供述していることから、申立人及びこれら元同僚について、船主は船員保険の記録どおりの被保険者資格の得喪に係る届出を行ったと考えられる。

また、申立期間③及び④の船員保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、オンライン記録により、申立期間③及び④において国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間⑤及び⑥については、申立人が所持する船員手帳により、申立人は、昭和48年4月28日にE社所有のF丸に雇い入れられ、船員保険の被保険者資格喪失日である49年7月30日の1日前の同年7月29日に社内転船により雇い止めになっていることは確認できる。

しかし、E社の船員保険被保険者名簿により、申立人と同じ被保険者資格の取得日及び喪失日の記録がある9名のうち1名は、「F丸の乗組員数は17、18名ぐらいで、当時は5月にG海で漁を始め、秋にはH沖からI沖、J沖で漁を行い、12月には下船した。」と供述していることから、申立人及び元同僚について、船主は船員保険の記録どおりの被保険者資格の得喪に係る届出を行ったと考えられる。

また、E社の船員保険被保険者名簿により、申立期間⑥中である昭和48年12月29日に船員保険証を返却したことが確認できる上、申立期間⑤及び⑥のE社の船員保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、オンライン記録により、申立期間⑤及び⑥において国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、E社は、登記簿謄本において、平成8年6月1日に解散して

おり、申立期間当時の関係資料は無いことから、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑤及び⑥における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 26 日から 49 年 1 月 11 日まで
私は、昭和 45 年 5 月 7 日にA社に入社し、49 年 8 月 11 日まで継続して勤務した。B国に赴任していた申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は、申立期間当時、当社がB国に設立した合併企業に出向していた。」と回答していることから、申立人は申立期間において同社に在籍し、B国に赴任していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、日本企業から海外に赴任した際の厚生年金保険の加入については、「休業期間中に於ける健康保険及び厚生年金保険の取り扱いについて」（昭和 25 年 4 月 1 日発第 20 号厚生省保険局長通達）を準用し、給与が全額海外法人から支払われている期間は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失する取扱いをしており、当該事業所は、「申立人は、給与を全額現地法人から支給されていた。当社に在籍していたものの、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、47 年 12 月 26 日に資格を喪失し、49 年 1 月 11 日に資格を再取得していることが確認できる。

また、申立人と同時期にB国に赴任していた元同僚は、「B国に赴任中、A社と現地法人から半額ずつ給与を支給されていた。申立人とほかの元同僚一人は、現地法人に籍を移した形になっていて、全額現地法人から給与を支給されていたので、海外勤務期間にA社における厚生年金保険の加入記録が無いのだと思う。」と証言しており、当該元同僚は、同社における

厚生年金保険被保険者の記録に欠落期間は無いが、現地法人から全額給与を支給されていたとする申立人と元同僚の二人は、オンライン記録により、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が欠落していることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 45 年 5 月 7 日に当該事業所で資格を取得し、47 年 12 月 25 日に離職した後、49 年 1 月 11 日に資格を再取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月24日から58年7月1日まで
私は、昭和57年11月24日にA社に入社しており、同社が発行した「健康保険厚生年金保険資格喪失等連絡書」及び年金手帳には、同社での厚生年金保険の資格取得日が同年11月24日と記載されているにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では資格取得日が58年7月1日となっており、約7か月の相違があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社発行の「健康保険厚生年金保険資格喪失等連絡書」及び申立人が所持する年金手帳の厚生年金保険の記録欄には、当該事業所における資格取得日が昭和57年11月24日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であるところ、事業主から提出された申立人に係る「源泉徴収簿兼賃金台帳」により、昭和58年8月分給与から社会保険料の控除が開始され、申立期間については、保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、上記の「健康保険厚生年金保険資格喪失等連絡書」及び年金手帳に記載された資格取得日（昭和57年11月24日）について、「誤った入社日を記載してしまったのだと思う。」と回答している。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険の資格取得日は昭和58年7月1日であり、オンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 16 日から 36 年 4 月 1 日まで
昭和 31 年から 39 年まで A 事業所（現在は、B 事業所）に勤めていたが、申立期間において厚生年金保険の加入記録が欠落している。途中退職はしていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、B 事業所から提出された「C(書類)」により、申立人が共済組合に加入した昭和 33 年 12 月 16 日から申立期間を含む 39 年 9 月 30 日までの 5 年 10 か月の期間を対象として退職一時金が算定（7 万 913 円）され、「D(書類)」により、同年 11 月 13 日に同額が申立人に通知され、支給決定されているところ、申立人は、36 年 4 月から 39 年 9 月までの 42 か月間については共済年金を退職一時金として受給したことを認めている。

なお、通算年金通則法（昭和 36 年法律第 181 号。60 年 5 月 1 日廃止）に基づき、同法が施行された 36 年 4 月 1 日以降に退職した場合、同年 4 月 1 日以降の共済組合の組合員期間は、年金受給資格の計算に算入されるが、それ以前の期間は、年金受給資格の計算に算入されないことから、ねんきん特別便には、記録として表示されない取扱いとなっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私の夫は、高校を卒業直後の昭和 35 年 4 月に A 社に入社し、B (職種) として 36 年 3 月まで勤務したが、この期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社を退職後に勤務した 2 つの会社において、申立人と一緒に B (職種) として勤務していた元同僚は、「申立人は、申立期間に A 社で働いていたと言っていた。」と供述していることから、申立期間当時、同社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかし、A 社の人事担当者は、「申立期間当時は、B (職種) を含め、半年から 1 年の試用期間が設けられていた。厚生年金保険には、試用期間後に加入させていた。」と供述している。

また、申立てをしている申立人の妻は、申立人と同業の知人を記憶しているものの、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてその氏名を確認することはできず、ほかに当該事業所における当時の同僚についての記憶が無いことから、元同僚から申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、A 社は、「当時の賃金台帳等、関係資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除に

ついて確認することができない。

なお、申立人の妻は、「申立人の年金記録の件で、A社に照会したところ、関連会社であるC社に勤務していた可能性があると言われた。」と供述していることから、C社に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認したが、申立人の氏名を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 21 日から 64 年 1 月 6 日まで
私は、A社に、昭和 63 年 7 月 21 日から平成元年 3 月 30 日まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していた。
この期間も確かに勤務していたはずなので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の専務取締役（現在は事業主）は、「当時は就業規則で6か月間は試用期間としており、本人には採用時にその旨説明していた。厚生年金保険については、入社してから4、5か月後に加入させていた。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立人と同日の昭和 64 年 1 月 6 日に厚生年金保険に加入している元同僚は、「当該事業所に 63 年 10 月ごろ入社した。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月から同年 8 月 9 日まで
② 昭和 53 年 9 月 1 日から同年 12 月まで
③ 昭和 54 年 1 月から同年 6 月 1 日まで
④ 昭和 56 年 4 月 20 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間①及び②については、A社での厚生年金保険の加入期間が1か月となっているが、実際の勤務期間はそれ以上あったはずなので、調査してほしい。

また、申立期間③については、A社を退職後、すぐにB社に入社し、C市DにあるE（施設）でF（職種）として1年間在籍していたはずなので、厚生年金保険被保険者の記録について調査してほしい。

さらに、申立期間④については、社会保険事務所（当時）から年金記録の確認通知が届いたが、G社での退職所得の源泉徴収票特別徴収票に記載されている就職年月日が昭和 56 年 4 月 20 日となっており、自分の加入記録と違っていたため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人が氏名を挙げた元同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所は昭和 53 年 8 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①については適用事業所になる前の期間である。

また、A社は、「申立期間における賃金台帳等の関連資料は保存していない。」と回答していることから、申立期間当時の勤務実態について確認することはできない。

さらに、申立人と同様に昭和 53 年 8 月 9 日から同年 9 月 1 日の期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者の記録がある複数の元同僚は、「申立期間①及び②当時、当該事業所の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、B社のE（施設）で申立人と一緒に仕事をしていた元同僚は、「私は、E（施設）で申立人にF（職種）の作業を教えていた。申立人は、自分が入社した時期である昭和 54 年 3 月よりも後に入社してきたと思う。」と供述している。

また、当該同僚は、「厚生年金保険にすぐには加入させてもらえず、強く頼んで入れてもらった。」と供述している。

さらに、事業主は、「申立期間③当時の関係資料は廃棄して現存していない。」と回答している上、当時の事業主及び給与担当者は既に死亡していることから、申立期間当時の勤務実態を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④については、申立人から提出された退職所得の源泉徴収票特別徴収票及びG社から提出された従業員名簿により、申立人が昭和 56 年 4 月 20 日に入社したことは確認できる。

しかし、従業員名簿により、申立人と同様にH（職種）として記載されている元同僚は、入社年月日が昭和 56 年 2 月 16 日であるが、厚生年金保険の資格取得日は同年 3 月 2 日となっている。

また、G社は、「当時の記録を保管しておらず、当時の事務員も在職していないことから、申立人に係る厚生年金保険の届出及び保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立期間当時の雇用実態について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2162 (事案 14 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 6 月 1 日から 27 年 6 月 15 日まで
私は、委員会の年金記録の訂正が必要でないとする決定の通知を受けた後、新たに元同僚の氏名を思い出したので、再調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の同僚等の証言も得られず、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらないとして既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 3 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人が今回、新たに当時の同僚として氏名を挙げた元同僚は、A社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている上、申立人は、当該事業所でのC(職種)の仕事内容を詳細に記憶していることから、勤務期間は明らかでないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚は申立人のことを記憶していない上、当該事業所は、「申立期間当時にC(職種)を厚生年金保険に加入させていたかどうかについては、資料が残っておらず不明である。」と供述していることから、申立期間当時の申立人の保険料の控除について確認することができない。

このほか、当委員会の当初の年金記録の訂正が必要でないとする決定を変更すべき新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 22 日から 36 年 12 月 25 日まで
私は、A社に昭和 34 年 6 月 1 日に入社し、36 年 12 月 25 日に退職するまで継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、35 年 7 月 22 日から 36 年 12 月 25 日まで厚生年金保険被保険者の期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚 1 名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、その氏名を確認できるものの、申立人のことを記憶していないことから、上記名簿により当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を有する 16 名を把握し、申立人の勤務実態について照会したところ、4 名から回答が得られ、そのうち 1 名は申立人のことを記憶していたが、勤務期間についての供述を得ることができない。

また、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、当時の関係資料の所在が不明であることから、申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 44 年 8 月 19 日まで
私は、社会保険事務所（当時）の記録から、A社に勤務した期間のうち、昭和 44 年 8 月 19 日から同年 11 月 6 日までの期間は見つかったが、それ以前から勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の勤務期間については具体的な証言を得ることができない。

また、当該事業所の事業主は、「当時の賃金台帳、源泉徴収票等の資料は保存していない。」と回答していることから、申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人が記憶する元同僚 4 名のうち 1 名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、その氏名を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 7 月 1 日から 30 年 9 月 13 日まで
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで

私は、脱退手当金の支給を申請した覚えがあるが、脱退手当金を受け取ったことは無く、脱退手当金支給済の記録には納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A社を結婚のため退職し、直後にB（地名）からC市に住所変更をした。C市に来てから夫と相談して脱退手当金の請求手続きを行った覚えはあるが、その後何の通知も受けておらず、脱退手当金を受け取った記憶は無い。」と述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額及び支給月数に誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間②の事業所を退職後、厚生年金保険の加入記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 20 日から 34 年 3 月 21 日まで

私は、昭和 32 年 3 月 20 日から 34 年 3 月 20 日まで A 市に所在する B 社（現在は、C 社）D 部に勤務していた。私の年金記録によると、脱退手当金が支払われていることが分かったが、その当時は脱退手当金の知識は無く、会社を退職するに当たり脱退手当金の請求手続をした記憶も無いので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から 2 か月後の昭和 34 年 6 月 1 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 56 年 2 月 2 日まで厚生年金保険の加入記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 10 月 20 日まで
② 昭和 36 年 10 月 21 日から 40 年 5 月 1 日

私は、平成 14 年に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際に、脱退手当金を受給したことになっていることを知ったが、独身のときに脱退手当金をもらった義姉から、「脱退手当金は少額だから支給してもらわない方が良い。」と聞いていたし、会社を退職するときも何も支給されなかった。また、結婚後も厚生年金保険に加入するつもりで、脱退手当金を受給することは考えていなかったもので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約5か月後の昭和40年9月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が所持する再発行された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示は無いが、当時、再交付をした社会保険事務所では、厚生年金保険被保険者証を再交付する場合、脱退手当金の支給がされていた場合でも、「脱」表示をするという取扱いをしていなかったと回答している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 33 年 5 月 1 日から平成 9 年 4 月 30 日まで、A社に勤務し、その間、終始厚生年金保険に加入していたはずであるが、同社B支店C（施設）に勤務していた 33 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 31 日までの厚生年金保険被保険者の記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は、昭和 33 年 5 月 1 日資格取得、平成 9 年 4 月 30 日離職と記録され、当該事業所が保管している申立人に係る社員名簿の「前歴」欄に「33. 5～36. 3 当社B支店 D（職種）」と記載されている上、申立期間当時の複数の元同僚の具体的な供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時の同僚として氏名を挙げた申立人の妻及び元同僚は、オンライン記録によると、いずれも、申立人と同様、昭和 35 年 4 月 1 日に同社B支店作業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得している上、当該元同僚及び申立期間の始期に申立人等と一緒に同社B支店C（施設）に採用され、同年 4 月 1 日に同社B支店作業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している別の元同僚は、「35 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した際、現場採用の「D（職種）」という身分の臨時社員であったため加入していなかったと思う。」と供述している。

また、A社B支店作業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者 20 名のうち、申立人を含む 2 名が 36 年 6 月 1 日に、13 名が同年 7 月

1日に、それぞれA社B支店作業所において被保険者の資格を再取得し、5名はそれ以前に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、「同社のC（施設）で採用された後、社員名簿に記載されているとおり、昭和36年3月までは、現場採用の見習い期間である「D（職種）」の身分であった。」と供述している上、自身が保有する厚生年金保険被保険者証に「はじめて資格を取得した年月日」が「昭和35年4月1日」と記されていることについて、「平成9年4月30日に定年退職した際、同社の本社で手渡された。昭和33年5月1日に採用された際、別の被保険者証を手渡された記憶は無い。」と供述している。

加えて、同社は、「申立人が申立期間に当社B支店、もしくは配下の事業所と雇用関係にあったと推察されるが、資料が現存しないため、申立てどおりの資格取得の届出を行ったか、厚生年金保険料を納付したかについては不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月1日から28年6月1日まで
② 昭和28年6月1日から同年12月1日まで

私は昭和27年7月から28年5月末までA区に所在するB事業所のC支社に、同年6月から同年11月末までD社に勤務した。いずれも厚生年金保険の適用事業所であったことから入社したのに、両社に勤務していた期間について厚生年金保険に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「B事業所C支社に、申立期間勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、所在地を管轄する法務局においても、20年以上前の商業登記簿は保存されておらず、申立期間当時におけるA区に所在する「B事業所」という事業所の登記は確認することができない。

また、申立人は元同僚等の氏名を記憶していないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、当時の同僚の証言及び申立人が記憶している業務内容から、勤務期間は特定できないが、D社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 28 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、30 年 3 月 1 日に適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、28 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間は、適用事業所ではなかった上、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立期間当時の同僚 3 名に照会したところ、2 名から回答があり、2 名共申立人が同社に在籍していたことは記憶しており、そのうち 1 名は、「申立人は自身と同種の E（職種）であった。」と供述しているが、2 名共、「申立人の勤務期間については分からない。」と供述しており、申立人の勤務期間について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月22日から42年6月1日まで

私は、昭和39年2月15日にA社（現在は、B社）C店に入社し、42年5月31日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和42年5月31日まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所から提出された社員名簿において、申立人の入社日は昭和39年2月15日、退職日は41年2月21日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、D健康保険組合の加入記録においても申立人の資格喪失日は昭和41年2月22日とされている上、企業年金連合会に照会したところ、当該事業所は、申立期間を含む同年11月30日から平成15年7月25日までの期間は厚生年金基金（現在は企業年金連合会に移管）に加入していたが、申立人の厚生年金基金加入記録は確認することができないと回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚は姓のみの記憶であり、個人を特定することができないことから、A社において申立期間に厚生年金保険に加入していた複数の元同僚に照会したが、具体的な証言を得ることはできず、申立人が退職した時期を特定することができない。

加えて、B社総務担当部門は、「当時のことを知る者は無く、関連資料も保管していないことから、申立人の厚生年金保険の加入について確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から同年 9 月まで

私は、昭和 43 年 6 月に A 社に事務員として採用された。当時、会社の社会保険の手続きは、私が B 社会保険事務所（当時）へ正しく行っていたはずであり、申立期間に自分の厚生年金保険被保険者の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在が確認できた複数の元同僚に照会したところ、具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立期間の雇用保険の加入記録も確認できない上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月18日から21年4月1日まで

私は、昭和18年10月に徴用にてA社（現在は、B社が継承）に勤務し、その数か月後にC社に出向を命ぜられ、そこで21年3月末まで勤務していたのに、20年9月18日以降の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、当初はA社に徴用で勤務し、その後、C社に出向して、昭和21年3月末まで勤務していた。」と主張している。

しかし、A社の社史によると、終戦直後の昭和20年9月*日に進駐軍によって全施設を接収されたため、同年9月18日に全従業員を解雇したという記載があり、また、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、同日付で適用事業所ではなくなっていることが確認でき、申立期間は当該事業所が適用事業所ではなくなった後の期間である。

一方、出向先であるC社については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていることは確認できるが、当該事業所の被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所は、「申立期間当時の人事記録等の資料は残っていないため、申立人の在籍の有無及び勤務期間は確認できず、申立期間に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の届出の有無並びに厚生年金保険料を申立人から控除していたか否かはすべて不明である。」と回答している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和20年3月2日から22年3月1日までの期間について、被保険者資格を取

得した者が見当たらないことから、元同僚等を特定することができず、申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年2月まで
私は、昭和44年9月ごろから47年3月の半ばまでA社に勤務しB(作業)の仕事をしていたので、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚の氏名、仕事の内容等について具体的に供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料は無く、当時を知る者もいない。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者の資格を有する元同僚7人に申立人の勤務実態について照会を行い、そのうち4人から回答があったが、厚生年金保険の適用状況、厚生年金保険料の控除等について具体的な証言を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。